

## 彝族社会における「徳古」について

松岡 正子<sup>※</sup>

1. はじめに
2. 「徳古」についての従来の解説および事例
3. 美姑県巴普郷の事例 (1995年9月)
4. 小結

### 1. はじめに

大凉山彝族地区は、かつて「独立ロロ国」と呼ばれた地域である。民国時代になっても中国王朝の力がほとんど及ばず、逆に周辺地域の漢族を拉致して「呷西」(家内奴隸)にしてしまうほどであった。

「徳古」は、そのような彼ら独特の社会秩序のありかたを示すものの一つである。馬爾子・曲比石美「中国旧凉山彝族における家支・姻戚の殺人とその事例に関する考察」(1996『比較民俗研究』13)によれば、「かつての凉山彝族には軍隊、警察、法廷、監獄といった統一かつ強制力をもつ機関がなかったにもかかわらず、社会の構成員すべてが内部秩序を厳格に守り、社会秩序を終始しっかりしたコントロールのもとにおいてきた」とする。そして、その根底には、父系血縁で構成された広汎な親族組織である「家支」(イ語では「節偉」)が各成員に対して徹底した保証を与えるとともに、極めて強い拘束力をもって存在していたこと、特に「家支」内に代々伝えられてきた習慣法が、「家支」内部や異なる「家支」と「家支」との間における紛争を厳格に処理し、社会の秩序を維持してきた、と指摘する。

しかも1995年9月の美姑県での調査によれば、馬爾子の指摘するかつての習慣法は、現行の中華人民共和国の法律のもとにおいても、巧みに現代にスライドされながら現実の法律として生きており、またその運用にあたっては、かつての「頭人」、すなわちイ語では「徳古」と呼ばれる者がなお大きな役割を果たしていた。

ところが「徳古」については、その重要性にもかかわらず、詳細な論稿が極めて少ない<sup>1)</sup>。そこで本稿では、「徳古」についてこれまでなされてきた解説や報告された事例を整理して異同を明らかにし、さらに今回の調査で得たいくつかの事例を加えて、「徳古」の定義や機能、形成のされかた、現代の「徳古」などについて初歩的な考察を試みたいと思う。

---

※愛知大学現代中国学部助教授

## 2. 「徳古」についての従来の解説および事例

「徳古」に関する従来の事例や解説をまとめると、「徳古」にはつぎのような特徴がみられる。第一に、「徳古」としての条件は、人となりを知略にすぐれ、弁舌にたけ、公正である、「習慣法」に精通している、人々の信頼を得ていることである。第二に、その働きは、「家支」<sup>2)</sup>内部や異なる「家支」の間で発生したさまざまな紛糾や事故などについて、当事者の中間に立って調停を行い、処置を決定し、その執行を保証することである。調停の根拠とされるのは「家支」に代々伝えられている「習慣法」である。「徳古」はその「習慣法」に照らしてしかるべき償いあるいは処置を決定し、当事者およびそれが所属する「支」集団の双方にそれを納得させて実行させる。また特に異なる「家支」間での事件においては、「支」内部の成員の代弁者となって「支」の立場を主張する。第三に、「徳古」の形成については、「徳古」になるための特別な試験や選挙、任命といった制度はなく、世襲でもない。その個人がそれぞれの調停に関わって発揮した能力とそれに対する成員の評価によって、「自然」にその人物を「徳古」であると認めていく、故にその能力がおちたり、公正でない行為を続ければ、人はその人物に調停を頼まなくなり、「徳古」ではなくなる。

すなわち「徳古」とは、所属する「支」集団内部に対しては、事件の調停や「習慣法」の執行、執行の保証責任などを行う裁判官の立場にあり、また「支」外部に対しては当事者である「支」の成員にかわってその正当性を主張する弁護士立場をとめる。またその立場にあるためには、「習慣法」についての知識や判断力だけではなく、本人自身に公正、高い徳、成員からの威望などの品性が厳しく要求される。

ところで「徳古」というイ語は、従来の解説ではほとんど「頭人」という漢語によって説明されていたために、あまりなじみがない。しかも、「頭人」という漢語は、日本語では集団の領袖あるいは首領という語に訳されるために、しばしば集団を支配する特権的な階級を連想させる。しかし「徳古」とは、その「支」集団の指導者あるいは中心的存在ではあっても、決して支配者ではない。他の成員との関係は統治や従属といった上下関係ではなく、平等であり、原則として無報酬である。しかもそれは世襲にも選挙にもよらない方法で、「自然発生的」にそのような存在になるという。では彝族社会においては、集団を統率するものはどのようにそうなるのか、また「階級」でも「職業」でもない「徳古」とは一体何者で、なぜ統率者となれるのか、「自然発生的」にそうなるとはどういうことなのか。以下では、各地の社会状況や具体的な事例をもとに、「徳古」の定義や形成などについて、検討していく。

### [事例1] 美姑県九口郷

(1987「美姑県九口郷社会調査」『四川省凉山彝族社会調査資料選輯』139-142頁、1957年5月の調査報告)

・九口郷の黒彝には「阿陸」と「馬」の「大支」がある。ともに当地に移ってきて17、8代、約五百数十年を経ている。郷内の現存の戸数は両支とも約30戸である。なお県内の両「大支」は早

期から婚姻を結んで友好関係にあり、歴史的に一つの地域共同体を形成している。ただし「大支」下位の「小支」のすべてが同距離でこの地域共同体に参加しているわけではなく、各「小支」間にはさまざまな対立関係がある。

- 2つの「大支」には、それぞれに指導者的な人物が1～2人いる。それをイ語では「蘇易」或いは「徳古」とよぶ。「蘇易」とは漢語の「頭人」の意味である。「頭人」は意図的に推挙されたり、選挙されるものではなく、成員の中から自然に形成されていく。なお現在までに両「大支」に力を及ぼすことのできるような卓越した「頭人」はまだいない。

- 「頭人」の条件は、①生粋の黒彝（イ語では「諾什」）である、②高齢で徳に優れており、イ族社会に伝えられている格言や系譜、制度や歴史沿革、故実などに精通している、③事件を公正に処理できる、である。

- 「家支」会議には、「大支」会議と「小支」の分会がある。分会には黒彝の男女すべてと「曲伙」の「頭人」、関連の白彝などが出席する。「大支」会議では最も威望のある「頭人」が会議をしきる。戦いの前には「頭人」が全員の前で演説をして戦いの正当性などを人々に訴え、人々を鼓舞する。しかし実際に戦うのは「頭人」ではなく勇者であり、勇者の中のある者は後に「達古」になる。

★事例1では、調停者として「徳古」と「蘇易」の2つがあげられており、黒彝と高齢という条件が付加されている。また「頭人」は「曲諾」階級にもいるとする。

#### [事例2] 昭覚県濫坝郷

(1987「昭覚県濫坝郷社会調査」『四川省凉山彝族社会調査資料選輯』291-292,339頁・1954年の調査報告)

- 濫坝郷は、総戸数1,118戸、総人口4,496人で、階級は「土目」「曲諾」「阿加」「朔」「呷西」からなり、それぞれの人口は74人、866人、496人、282人、130人である。当地はおよそ330年にわたって「土目」爾恩家に支配されてきた。爾恩家は元来は「諾合」であり、その内部は火祖、火紀、火尼の3支に分かれる。

- 「習慣法」64の「調解」（調停）の項によれば、彼らの社会には常に人のために紛争の解決を行う者がおり、そのような者をイ語では「勒古」「蘇依」とよぶ。よく知られた者としては、火祖支には「土目」の爾恩以達、「曲諾」の勒索格西や爾古罔罔、火尼支には「阿加」の鉄脚木呷や沙馬安加、火紀支には布格洛達、阿支などがいる。

- 事件の調停にあたっては、異なる「家支」間の事件ではだれが調停をおこなってもよく、その決定に対しては「土目」も異論を唱えることはできない。また「家支」内部のもめごとの処理には、内部のどの階級に属する調停者でも対処することができる。

- 調停者に対する特別な報酬はない。

- 調停者は、選挙によって選ばれるのではなく、日常のもめごとにおいて本人が公平にそれを処理していくうちに、人々が自然にその者にいつも調停を頼むようになり、「勒古」とよばれるよ

うになる。またこれは世襲ではなく、どの階級の者でも、それが「朔」であっても事件の調停を行うことができる。

★事例2では、調停者は「勒古」「蘇依」とよばれる。調停者はどの階級にもおり、その調停力はどの階級に対しても可能である。

[事例3] 普雄県瓦吉木郷

(1987「普雄県瓦吉木郷社会調査」『四川省凉山彝族社会歴史調査資料選輯』58-59頁)

・普雄地区の「家支」の概要：主に阿侯、果基、勿雷の3つの「家支」がある。

[第1表] 普雄地区の3「家支」の概要

「家支」	大支	小支	黒彝「諾合」 (戸/人)	白彝「曲諾」 (戸/人)	計 (人)	「頭人」(人)			計 (人)
						大	中	小	
阿侯	7	20	1700/	13000/	70000	18	24	129	171
果基	10	18	847/4100	5536/27680	31780				98
勿雷	5	18	483/1915	5794/26970	28885				46

・普雄地区の彝族の「頭人」の名称には「蘇易」「扎夸」「徳古」の3種類がある。「蘇易」とは「蘇易蘇莫」の簡称である。一般的な「頭人」をそうよぶ。「蘇」とは智慧のある者、「易」とは皆のために事柄を処理すること、「莫」は老人、を意味する。高齢で物事に通じている者を尊称として「蘇易」と呼ぶ。「徳古」とは、衆望のある「頭人」をいう。説論に巧みで、やりてであり、公正で、正義のために勇気を奮って行う人である。故に「徳古」とは威望がかなり高く、少数の有名な卓越した指導者をいうことが多い。「扎夸」とは、勇壮で機知に富み、戦いにあっては勇敢に善く戦い、人々から勇将と認められた者をいう。

・「頭人」は自らなりたいと願う者がなれるのではなく、選挙で選ばれるのでもない、また世襲されるものでもない。その人に事を処理する能力と威信があることを人々が認めて、はじめてそうなる。弁舌にすぐれ、事柄を処理する能力をもち、公正で信義を守る人であること、「家支」の成員の信任を得ていること、戦いにあっては勇敢であることといった条件を備えていなければならない。また富の寡多は必ずしもその条件の一つではないが、実質的には富裕である「頭人」は多く、それが重要な条件の一つであるともいえる。

・「頭人」には定数はない。普雄県委の档案資料「普雄頭人調査表」によれば、「頭人」には、その威信の大きさによって大(1,000戸以上に威信の及ぶ者)、中(500戸以上)、小(100戸以上)の区別があり、それぞれの数はつぎのようである。

・「頭人」は、原始の氏族社会における長老や、国家政権の官吏とも異なる。その成立や解任には選挙や罷免の手続き、あるいは国家政権による任免を経ることはなく、「家支」内の成員の信任が自然発生的に形成され、また廃棄される。それは社会生活上、極めて重要な地位を占める。

[第2表] 普雄県の名「家支」の「頭人」の概況

「家支」	総数	大	中	小
阿侯	92	10	16	66
果基	99	16	24	68
勿雷	38	1	13	24
蘇甲	8	2	3	3

・「頭人」は親族会議を組織し、しきり、成員はほとんどすべての場合においてその意見に従う。もめごとが発生した時には、調停や仲裁を行い、代々伝えられてきた「習慣法」に従って執行し、事を処理する。「冤家」との戦いや外部からの侵略に対しては、実質上の軍事的リーダーでもあり、「支」集団を代表して外部に対して宣戦したり、講和を行う。また成員が天災や病気などのために生活に困難が生じた場合には、他の成員を組織してそれを助ける。

★事例3では、「蘇易」「徳古」「扎夸」が「家支」の指導者（「頭人」）になりうるとする。「蘇易」は元来は高齢で物事に通じた者をいったが、「小支」の指導者も一般にそうよばれる。「徳古」は指導者の中でも卓越したごく少数の者に対する呼び名である。「蘇易」や「徳古」の威望が及ぶ地理的な範囲については、例えば普雄地区の瓦吉木郷は総戸数438戸のうち黒彝が65戸、「曲諾」（白彝）が157戸であるが、1つの郷の規模をほぼこの程度と考えた場合、「頭人」の大きは少なくとも5～6郷かあるいは全「区」、中は2～3郷、小は1郷の半分程度の住民の調停が可能ではないかと考えられる。とすれば、「蘇易」は、数十戸の範囲に1人というほどの身近な存在のようである。

[事例4] 美姑県巴普区

(1987「美姑県巴普区社会調査」『四川省凉山彝族社会調査資料選輯』137頁)

・異なる階級および同一階級内のもめごとや事件には、黒彝あるいは「曲諾」の「蘇尼」や「蘇易」が調停にあたる。日常のけんかには「蘇易」を頼む必要はないが、外部の「家支」との争い、債務や婚姻についてもめごと、殺人及びその賠償、強盗や窃盗、分家や家系の断絶、土地をめぐる争いなどについては、必ず「蘇易」をたてなければならない。

・「蘇易」の調停に対しては酒を用意してもてなし、一定の報酬をおくる。報酬の額は事件の大小や当事者が得た金額によって異なるが、一般には銀「一錠」である。ただし債務に関する事件の調停では「蘇易」には報酬をしない。銀一錠は奴隷を売買した時の仲介者への謝礼の額に相当した。当時（1920年代以降にアヘン用のケシの栽培が盛んになってから）は、銀1錠で「羊子」（ヤギ）なら1匹、塩は15～30斤、トウモロコシは4.5斗あるいは1升が買えた。

★事例4には、「蘇易」を頼まなければならない場合やその謝礼が明記されている。

[事例5] 姐妹彝学研究小組 1992『彝族風俗志』(72-78頁)の解説

- ・「徳古」「蘇易」は、「家支」内で自然に形成される「領袖」(中心的な人物)であり、総称して「頭人」という。「徳古」は見識が広くて公正に事を処理する人物で、人々の信頼を受けることで「徳古」となっていく。ゆえに「徳古」の語には、言葉遣いが巧みな尊敬すべき老人という意味がある。「蘇易」は人々の間で起こったもめごとを公正に処理していくことで信用を得、「蘇易」として認められるようになる。「蘇易」の語には、皆のために事を処理する者という意味がある。なお「蘇易」の地位は「徳古」よりも低いが、その管轄をうけることはない。その地位は世襲ではない。故に、調停において1回あるいは2回続けて不公平な処理をしたら、必ず人々の信望をなくし、その「職」を失うことになる。

- ・「頭人」と「家支」の成員との関係は平等である。成員は「頭人」に対していかなる経済的負担をおうこともない。ただし「頭人」は賠償を伴う調停が終了した時には、賠償金の10分の1を報酬として得る。

- ・「楚咖」(「家」)全体の「頭人」と「楚涅」(「大支」)および「布勞」(「小支」)の「頭人」には地位の高低はない、会議では「頭人」たちは平等に席につく、また「頭人」たちから構成される統一的な機構といったものはない。

- ・「徳古」および「蘇易」は、「諾合」「曲諾」のそれぞれの階級に存在する。

- ・「頭人」は一般に男性がつとめるが、女性の場合もある。美姑の布茲家の布茲亭芝や呉奇家の呉奇瑪基がその例である。

- ・解放前の「頭人」の主な公務は、各種のもめごとにおける調停および仲裁、「家支」の習慣法の執行、「冤家」との武力闘争における作戦や指揮であった。一般に「家支」内部では、以下の紛糾の時には必ず「徳古」や「蘇易」に依頼する。①婚姻②債務③「家支」内あるいは個人の間での土地の境界について④人命案件⑤「保頭」(黒彝の「頭人」が旅人の安全のために「謝礼」を受けてつとめる、道案内)の権益に対する侵犯や「奴隸」の逃亡⑥賭博⑦下位階級の者が上位階級の「天菩薩」(男性の鬚)に触れること⑧窃盗⑨「家支」内部あるいは異なる階級の男女間における婚外関係、である。

★事例5の解説では、「頭人」と成員の関係は同一階級内では、平等であること、当事者は定められた率の報酬を「徳古」「蘇易」に支払うこと、などが明記されている。また「蘇易」は「徳古」より地位が低い、管轄されない。文中では、「徳古」「蘇易」の名称について「職位」という語が用いられている。

[事例6] 馬寅主編・君島久子監訳 1987『概説中国の少数民族』(273頁)の解説

- ・「諾伙」の「家支」には“常設的な統治機構”はなかったが、各「家支」には数名の「頭人」(「家支」を代表する指導者)がいた。「頭人」には「徳古」と「蘇易」の2種があり、「徳古」は[能弁な尊者]の意で、[奴隸主階級の組織者であり、執行者]である。「蘇易」は[みんなのために働く尊者]の意で、一般的な指導者であり、その数も「徳古」より多い。「徳古」のほう

が人々の信望があつく、[他の家支の敵対する血族集団との紛争に調停を頼まれたり、数個の家支が連合して活動する時に重要な働きをした]

- ・「頭人」が調停などにおいて唯一依拠した「習慣法」には、[調停，神判，家支会議裁判]の内容があった。

- ・「頭人」は事件の解決後に一定の報酬をえるが、[固定的な収入はなく、一般の家支成員の上にあぐらをかくという特権もない]

- ・「頭人」の地位は世襲ではないが、諺に「子孫は有能，代々徳古となる」とあるように、その息子はやはりそうなるのに有利であった。([ ]内は本文をそのまま引用したもの)

★事例6では、「徳古」を「諾吹」の階級に限るものとして「奴隸主階級の組織者，執行者」とする。「頭人」の息子はやはり「頭人」になりやすいという指摘は、「徳古」の「自然発生的」な形成を考える上で重要である。すなわち後述の事例8，9にも明らかのように、「徳古」や「蘇易」になるには、本人の能力に加えて自発的な強い意思による「学習」や環境が必要とされるからである。

[事例7] 馬爾子「浅談凉山彝族徳古」(1992『凉山民族研究』創刊号)の説明

- ・「徳古」とはイ語の音訳である。「徳」は漢語の「瘦，瘠」を意味するイ語の音で、病いにある状況をいい、「病」は「劣，悪」に通じる。「古」は漢語の「治」を意味するイ語の音で、「治」は「処理，解決」に通じる。なお彝族は人の正義にあらざる行為を一種の病的状態にあるとみなす。故に「徳古」の字義は、人間社会の病的状態を処理して治す「治悪」であり、それが本来の意味である。また「徳古」はその能力の大小によって広い地域にその威望が及ぶ者と「家支」内部にとどまる者の区別がある。

- ・「蘇依」は、しばしば「徳古」と同じような働きをする者として論じられているが、両者は厳密に区別されるべきである。「蘇易」というイ語は、「蘇」が人の意で、「易」は「早，大，先」の漢語の意にあたることから、男性の年長者という意味であり、威望とは必ずしも関係がない。すなわち彝族の男性は高齢になれば「蘇易」なのであり、多くの「蘇易」は自分の所属する「家支」の系譜についてすらおぼろである。しかも「徳古」は性別や年齢に制限をうけるものではない。

- ・「徳古」の地位は他の成員の上につつまものではない。また「家支」集団は「頭人」に対して固定した収入を与えるということもない。「頭人」が「家支」の成員のために調停をおこなっても、一般には報酬によって報いるのではなく、酒でもてなす。

- ・「徳古」が形成される過程はつぎのようである。ある人物が、「家支」内で発生した問題に対して鋭い分析によって公正な判断を下す。同様なことをくり返すうちに衆望が集まるようになる。やがて「家支」内外の大小の問題の解決を依頼されるようになり、人々はその人物を「徳古」であると黙認する。月日の経過とともにその能力は人々を敬服させるようになり、名声は所属の「家支」の範囲をはるかに越えて地域に広く及ぶようになる。このような地域性をもった「徳古」は

イ族社会では極めて重要である。それは、凉山彝家の各「家支」の分布が「大分散小衆居」であって、同一集落内に幾つかの異なる「家支」が雑居する傾向があるからである。このような地域では異なる「家支」間のもめごとが発生しやすいために、紛争当事者以外の「家支」の「徳古」で、しかも衆望が高く双方が納得できる強力な「徳古」がいなければ、容易に大規模な武力闘争に発展してしまうからである。

- 「徳古」は「茲莫」（「土司，土目，土舎」），「諾合」（黒彝，統治者），「曲諾」（白彝，「百姓」）の各階級にいるが，下位階級の「徳古」はしばしば上位のそれのために「事を謀る」ので，人々は彼らを「明可」（頼りになる舌）とよぶ。また調停の結果は，実際には過度に不公平にならない程度に「賄賂」によってまげられることが多い。「明可」は事が成功した場合は「賄賂」の分け前にあずかることができる。

- 当事者双方の被害が異なる場合には，調停の結果，どちらかが賠償を負う。そのような場合には，「徳古」は賠償額の10分の1を報酬として受け取る。

- 彝族社会では「富裕であること，徳古であること，勇敢であること」が尊ばれる。故に固定された報酬もなく，一般の成員の上にたつかなる特権も認められていないにもかかわらず，人々は競って「徳古」になろうと願い，努力する。

- 「徳古」には後を継ぐ者を育てる責任がある。「徳古」になるための資格は，唯一，本人にその能力があるかどうかである。貧富による制限はなく，世襲でもない。ただし「徳古」の息子でありながら「徳古」になれない者は，人々から誇りや嘲りを受けることになる。そのため「徳古」は，最も大切に思う息子に対して「徳古」になるための教育を行う。例えば常に彼の身近において「言葉遣い」を集めさせたり，「説得」の言い回しを練習させたり，家譜を十分覚えさせ，彝族の習慣法を聞かせる。またもめごとの調停の場には常に連れて行って見聞を深めさせる。すると息子も父の跡を継ぐために熱心に学ぶようになる。

- 「徳古」の是非を決めるのは，唯一「社会大衆」である。もしその「徳古」が不当，不公正な調停を続けたら，人々は自然に彼に対する信頼をなくし，やがて「徳古」ではなくなる。

- 「富裕な者，徳古，勇士」という「層」の人々は，先天的に決定された「階級」とは異なる，実社会の別な価値観によって後天的に形成された「社会分層」である。そしてそれらはしばしば「階級」の境界を越える力を発揮することも可能である。例えば「富裕」な「呷西」は，社会の実質においては「階級」よりもその経済力によって尊重され，貧しい「諾伙」はその階級の高さよりも経済力の貧しさによって困窮層にいられる。また「徳古」は，他の成員に対していかなる特権を有するわけでもないのに，社会の調停者として尊重されているために，それを傷つけたり，殺したりした場合は，一般の傷害や殺人よりもはるかに高い代償が要求される<sup>3)</sup>。またいかなる激しい闘争においても，「徳古」が登場したらその解決法を冷静に受けなければならない。では一体どのような人々が「徳古層」を形成し，どれくらいの「徳古」が存在したのかは，実ははなはだ曖昧である。一般にいわれるのは，各「区」あるいは各「家支」には少なくとも1人はいるということである。



★事例7に提示された新たな点は、第一に、「徳古」とよばれる者のみが調停者であること、第二に、彝族社会では「富裕、徳古、勇敢」という価値観があり、これは先天的に決定された「階級」とは異なる、後天的な社会階層を形成し、時に「階級」の境界をこえて優先されることがある。これは「階級」制度によって硬直化しているとみられがちな彝族社会が、実は「極めて優秀な者」に対しては柔軟な「道」を開いていたことを示唆している。また「徳古」の「明可」としての実態や、「徳古」の息子がどのような訓練を経て「徳古」になっていくのかにもふれられている。

[第3表]「徳古」の概要

事例	地域	調停者 <sup>1)</sup> の名称	特徴 <sup>2)</sup>	「階級」 <sup>3)</sup> との関連	報酬	数	形成
1	美姑県九口郷	徳古 蘇易	黒い 高齢	「頭人」は「曲諾」にもいる			
2	昭觉県濫坝郷	勒古 蘇依		調停者は「茲莫」「諾合」「曲諾」「阿加」のそれぞれの階級にいる。調停はどの階級に対しても可。			選挙はない 世襲ではない
3	普雄県瓦吉木郷	徳古 蘇依	卓越した指導者 「頭人」の多くは富裕 一般的な「頭人」 高齢で物事に通じている者			「頭人」には、その威信の高低により、大中小の別がある。定数はない	選挙、任命、罷免といった手続きはない
4	美姑県巴普郷	蘇易		「諾合」「曲諾」にいる	酒でもてなす 一件につき銀 「一錠」を支払う		
5	(イ族地区)	徳古 蘇易	「徳古」より地位が低い が、「徳古」には管轄されない	「頭人」と「家支」内の成員との関係は平等	成員は「頭人」に対して経済的負担をおかない。 賠償金の1/10が謝礼		世襲ではない、不公平な調停を行うと威信をなくし、「蘇易」とは認められなくなる。「頭人」は女性でも可。
6	(イ族地区)	徳古 蘇易	「奴隸主階級」 一般的な「頭人」		調停後に一定の謝礼をうけるが、固定収入はない		世襲ではないが、「頭人」の息子は「頭人」になることが多い。
7	(イ族地区)	徳古 (蘇易)	男性の年長者 必ずしも調停者ではない	他の成員に対しては何の特権もない。 「徳古」を殺傷した場合は一般人よりも高い代償を払う	酒でもてなす 「支」集団から固定した収入を与えられることはない	「区」や「家支」内に少なくとも一人はいる	性別、年齢、貧富による制限はない。本人の能力がすべてである。「徳古」の是非は「社会大衆」が決定する

注1) 調停者は「家支」の「領袖」であり、「頭人」という漢語で総称される。

2) [2. 従来の解説および事例] のはじめにあげた特徴以外のものを記した。

3) 『彝族風俗志』67頁の5つの階級 名称「茲莫」「諾合」「曲諾」「阿加」「呷西」による。

### 3. 美姑県巴普郷の事例（1995年9月）

つぎの事例8と9においては、中華人民共和国成立以降の彝族社会において社会秩序がどのように維持されてきたのか、かつての「家支」集団が果たしてきた役割にはどのような変化がみられるのか、特にかつての「習慣法」がどのように運用され、「徳古」がどのような働きをになっているのか、を具体的な事件や「徳古」自身の経歴などによって検討した。また社会状況の変化を把握するために調査地の郷や行政村、集落などの概況を記し、さらに「徳古」の現状や形成過程を考察するために「徳古」の家族構成や経済状況も付した。

#### 〔事例8〕「徳古」と呼ばれ惹格偉石について

43歳、男性、巴普郷基偉村3組

1995年9月22日、巴普郷基偉村3組の惹格偉石家における聞き取り調査による

##### 1) 巴普郷基偉村3組の概況、

・巴普郷は、巴普・峨巴・基偉・塔千・埂則・達戈・三河・酒勒の8の行政村と54の生産組からなる。農業戸の総数は1,462戸、農業人口は6,348人。全郷の総面積は34平方キロメートルで、このうち耕地面積は5,907畝、森林面積は8,205畝、荒山および牧草地面積は3万畝である。海拔高度は1,860～2,500メートル、年間日照時間は1,600時間、年間降雨量は800ミリ、雨季は5～8月、乾季は3～4月と9～10月、11月に霜がおり、12～3月に積雪する。

・主な農作物の作付け面積と生産高は、トウモロコシが4,052畝で334万斤（820斤/畝）、ジャガイモが904畝で70万斤（774斤/畝）、ソバが396畝で20万斤（555斤/畝）、大豆が274畝で13万斤（475斤/畝）、「白雲豆」が195畝で15万斤（769斤/畝）である。1994年度の年間一人当たりの数値は、食糧が750斤、平均総収入が900余元、純収入が462元である。当地は海拔高度が2,000メートル前後であるためにトウモロコシを主作物とした畑作が可能で、食糧の自給が達成されている。また生産請負制導入後はリンゴやナシ、「白雲豆」などの経済作物の生産も奨励され、大凉山地区では富裕なほうである。

（以上、巴普郷の概要については美姑県国土局の1994年度の資料にもとづく）

・基偉村3組は戸数37戸、人口183人で、かつての「諾合」「曲伙」階級の「支」集団の姓および戸数は、瓦西7戸、阿爾5戸、確莫2戸、惹格1戸である。このうち最も早く来たのが、惹格家で、巴普郷三河村から移ってきてすでに5代を経る。三河からの移住の理由は、当地がもともと三河村の金曲諾合家の土地で、金曲家が惹格家の「頭人」であったことによる。なお残りの22戸はかつての「阿喇」と「呷西」階級に所属していた家である。

##### 2) 惹格偉石の家族構成と家庭の経済状況

・父は惹格羊大旺（60歳）、母は俄爾莫大俄合、ともに基偉村出身で、かつての階級は「曲伙」である。解放前は一軒の家屋と百数十畝の畑、銀70錠、牛3頭、山羊34匹、豚13頭、奴隸9人を所有していたが、民改の時にすべて没収され、「富裕戸」に認定された。父はかつて郷の書記を

つとめたことがある。子供は4人で、長男の惹格偉石（本人、43歳）、異母弟で次男の楊維基（22歳、昭覚の民族師範を卒業）、三男の楊維格（19歳、文盲）、四男の楊作格（16歳、文盲）である。

・惹格偉石家は4人家族で、妻の阿茲莫曲子（30歳、基偉村出身）とは人の紹介によって知り合い、結婚して7年たつ。4歳の娘と1歳の息子がいる。惹格偉石は、1977年（25歳）に軍人の妻と私通したことで7年の懲役刑を受けた。労働改造農場で5年働いた後、「表現好」（態度が良い）という理由で1982年3月に釈放された。その後、故郷にもどって生産隊長を8年つとめ、現在は村長を兼任している。本人の語るところでは、人妻（吉波家の者）との私通は決して恥ずべき行為ではなく、むしろ彼にとっては「榮譽」であるのに対して、人妻の夫にとっては「恥」とみなされる、という。

・家庭の経済状況は（1994年）、4.7畝の畑を所有し、そのすべてにトウモロコシを栽培し、大豆などの豆類を間作する。畝あたりの生産量はトウモロコシが970斤、大豆が800斤で、郷の平均値より高い。自家食用と飼料にする。「園根」（カブの類）も栽培する。経済作物としては、リングオが40株で4,000～5,000斤の収穫があり、1斤あたり0.5～0.6円で売った（2,000～3,000元）。また「雪梨」が70株で5000斤の収穫があり、1斤あたり0.38円で4,000斤売った（1,500元）。家畜は牛が1頭、豚が11頭、綿羊が14匹、鶏が12匹いる。豚を2頭殺して食用にした以外に、20頭の子豚を売って1,200元と、綿羊2匹を売って720元の収入があった。一家の総収入は、農業収入の5,400～6,400元に加えて、生産隊長としての補助金が年間170元、「徳古」としての収入が600～700元あり、7,000～8,000元（一人当たり1,500～2,000元）とみこまれる。郷の平均よりかなり高い。本人、「徳古」の収入をもっと増やしたいと希望している。

## 2) 惹格偉石はどのようにして「徳古」になったか

- ・基偉村には、かつて2組の阿卓家（「諾合」）に「徳古」がいたが、文化大革命の時に死んだ。文化大革命以後は、1組の「蘇易」沙馬李曲が調停の仕事を行っていたが、1991年に亡くなった。
- ・自分（惹格偉石）が調停を行うようになって7～8年たつ。はじめ、事件の調停という仕事に非常に興味をおぼえ、慣習法を学びたいと思った。そこで常に「蘇易」の沙馬李曲について調停の現場にたちあつた。1990年には県の政治協商会議委員会において、政協に所属する「徳古」の格扎偉几（新呷郷出身、60歳位）や吉党伍宝のもとで学習した。現在では、基偉村（200戸程度の範囲）における民事事件はほとんど彼が調停する。またよその区に呼ばれることもあり、「徳古」と目されている。
- ・現在、偉石が調停を行う場について来る者が2人いる。3組の阿爾馬義（28歳）と村の会計の確某木使（37歳、共産黨員）である。特に確某木使は聡明で、偉石が村に不在の時には、小さなめごとなどの調停は彼が行う。偉石は、息子も「徳古」にしたいと希望している。

### 3) 近年、調停した主な事件

#### ①事故死

1994年2月、洪溪区で、格其爾落(48歳)が吉克××の運転する車に轢かれて死んだ。格其爾家では、賠償が解決するまで屍を道の傍らに放置しておき、調停結果に納得できない時には屍を吉克家に運びこむ覚悟であった。惹格偉石は、格其家(巴普区黄果落郷)と美姑県の交警隊から「徳古」として調停を依頼され、吉克家も別の「徳古」をたてた。格其爾家は賠償として相手側の「東風車」(轢死事故を起こしたトラックで、約7万円)を要求したが、吉克家は同意せず、11,000元の賠償金の支払いを望んだ。そこで格其家は格其爾落が工場労働者で賃金を得ていたこと、一人者であることを理由に37,000元の賠償金を要求したが、吉克家は応じなかった。偉石は習慣法にもとづいて、調停案として17,000元の賠償金を提示した。それは、かつての銀価11,000元は4人の人命に値するもので、現在の価値では17,000元が5人の人命にあたるからである。偉石の案に対して双方とも始めは同意しなかったが、まる1日説得してようやく合意に達した。吉克家側はその日のうちに17,000元の賠償金を支払った。「徳古」へは20斤の酒と80斤の豚2頭を贈った。格其家は惹格偉石に400元をおくった。なお両家とも「曲合」階級で、習慣法によれば「諾合」の人命は銀42錠、「曲合」のそれは銀22錠に値する。

#### ②離婚

惹格使体(男性、21歳、巴普郷俄普村の小学校教師)は、1993年7月に吉茲莫(女性、23歳、摘黒郷出身)と結婚したが、1994年4月に沙馬克切(摘黒郷の獣医)に妻を連れ去られた。惹格家は惹格偉石に依頼し、沙馬家も別の「徳古」をたてた。さらに洪溪区の吉女木落を両家の中間的立場の「徳古」として招き、調停が行われた。

惹格家は約7,000元を要求した。沙馬家はそれを受入れたが、沙馬「家支」の他の成員が習慣法に従った解決法をとるべきであると主張した。そこで習慣法に基づく銀錠による賠償金を現在の価値で算出し、総額約5,000元をつぎの9通りの方法で支払うことになった。金9銭(=900元)、簪一錢宝(=100元)、絹服一枚(=200元)、銀2錠(=300元、元夫への慰謝料)、元夫の父母への慰謝料90元、「家支」成員の不満をなだめるために銀5.5錠(=280元)、元夫が婚約の時に納めた900元を1:2の割合で倍にして1,800元、元夫の父母が婚約の時に殺して家畜の額を1:2の割合で倍にした500元、調停のための接待費として銀4錠(=400元)、以上総額5,100元を賠償金として支払い、妻も沙馬家に与えた。「徳古」には200元がおくられた。なお習慣法によれば、このような事件で賠償が不成立であったり、事件を起こした者がみつからない場合には、「打狗殺鶏」と称される「神明裁判」が行われる。

#### ③牛が盗まれた事件

1994年6~7月頃、呷谷区子威郷の阿候使坡家の牛が山で放牧中に盗まれた。盗んだ阿卓爾補(巴普区黄果落郷)は、峨辺県の牛肉の缶詰工場に牛を売りとばそうとしたが、工場に着く前に、東風車で後を追いかけてきた阿候家に捕らえられた。阿候家は調停を「徳古」の惹格偉石と「蘇易」某に依頼した。阿卓家からも数人が出てきたが、「徳古」はいなかった。話し合いは巴普県

城の烈士公園で行われた。阿候家は5頭の牛を要求したが、阿卓家にはそれだけの牛がなかった。まる1日話し合った結果、盗んだ牛(=1,800元)にさらに1頭の母牛(=1,100元)をつけて返却することで合意し、阿卓家は「徳古」のために酒100斤を買った。阿候家は惹格偉石に50元をおくった。かつての習慣法によれば、このような事件では牛を返還する上に銀7.5錠の賠償金を支払った。

#### ④鶏が盗まれた事件

基偉村3組の15歳の少年、確莫日布は吉克羊合家の鶏を1羽盗んだ。吉克家は、卵を産んだばかりの鶏であったために非常に怒り、銀5.5錠の賠償を要求した。結局、偉石の調停により賠償金20元を支払い、10斤の酒と130斤の豚を殺して偉石をもてなした。なお窃盗を犯した者は、以後、住民から冷たい視線を受けることになる。

#### ⑤けんか

基偉村3組の俄比使体(27歳)は、合姑洛郷の洛哈有莫(39歳)とけんかして顔を殴り、相手の眼尻の皮膜を破ってしまった。酒が入っていたために有莫は許さず、俄比使体は洛哈家の21歳の若者によって一晩拉致された。洛哈家は傷の治療と賠償金3,000元を要求した。調停を依頼された偉石は、まず有莫を病院に連れて行って治療を受けさせた。13日間入院して、治療代が1,100元かかった。退院した有莫は、俄比家の負担で「ピモ」(宗教職能者)による「呪凶儀式」をもとめ、さらに豚1頭と山羊1匹、鶏1羽を要求した。俄比家は20斤の豚1頭と鶏1羽を家から連れていき、170元を山羊の代金としてわたした。

#### 【事例9】「調解委員」の曲比爾古惹について

(1995年9月23日、洛覚村7組の曲比爾古惹家での聞き取り調査より)

65歳、男性、合姑洛郷洛覚村7組麻紅布達

##### 1) 合姑洛郷洛覚村の概況

・合姑洛郷は8の行政村と38の生産組からなる。総人口は3,450人で、全員彝族である。総面積は約100平方キロメートルで、そのうち耕地面積が7,206畝、草地が128,700畝、そのほかは荒地や小規模な原生林である。海拔高度は2,400~3,961.8メートルで、東南部が大涼山山頂に広がる「井葉碩諾」(黄茅崗)に接する。気候は寒冷で、年間の無霜期間は150日と短い。主な生業は、寒冷な気候と水や草に恵まれた広い草地を利用した牧畜である。ジャガイモ、ソバ、ユウマイ、トウモロコシを栽培するが、農業生産にはあまり適していない。1964年以来最も豊作であったのは1981年で、一人当たりの糧食は約580斤(巴普郷は750斤)である。(以上は1984『美姑県地名録』23頁にもとづく)。

・洛覚村は、総戸数が約140戸で、8つの生産組からなる。それぞれの名称と戸数は、1組「阿確洛」が21戸、2組「木子洛」が15戸、3組「都波」が19戸、4組「洛覚」が21戸、5組「洛覚」が24戸、6組「司鶏巴古」23戸、7組「麻紅布達」が17戸である。車の通行可能な道路が村内に

通じたのは1978年、電気がきたのは1992年、水道が引かれたのは1991年である。海拔高度は約2600メートルで、かつては旱害があったが、この数年はない。1982年に生産請負制が導入され、一人あたり1.2畝の畑が分配された。洛覚村に最も早く来たのは俄其家（「諾合」）で、当地が森林にめぐまれて動物も多かったために、打果村から移って来てこの土地を開いた。

## 2) 「調解委員」の俄其曲比爾古惹の状況

- 合姑洛郷には、かつて有名な「徳古」が3人いた。馬紅村の阿卓李莫と沙洛村の俄其使里勒洪（ともに「諾合」）、洛覚村の俄其曲比几爾（「曲合」）である。なお現在、当村には「調解委員」（政府によって任命された調停委員）が3人いる。阿卓坡使、俄其曲比爾古惹、吉吉瑪麻である。
- 曲比爾古惹は65歳で、洛覚村5組に在住する。解放前は「曲合」階級で、家は50畝の畑と6人の奴隷を所有していた。当時、5組の戸数は5、6戸あまりで、「曲合」の曲比家が2戸、阿安家が1戸、吉吉家が1戸で、残りの2戸は奴隷であった。このうち最初に5組に来たのは阿几家で、越西県の比爾区から移住してすでに6、7代たつ。所有の土地もかなり広い。次が吉吉家で、巴普村から来て4、5代である。俄其曲比家は最後に巴普鎮から移ってきて、3代である。
- 曲比爾古惹の父は、俄其曲比家の「頭人」であり、「徳古」「蘇易」でもあった。俄其曲比家はその多くが巴普郷に在住しており、現在はあわせて約760戸に達する。
- 同一「家支」内の成員はつぎのような義務をおう。成員の誰かが殺されたら、「家支」内の全成員は仇討ちの戦闘に参加しなければならない。例えば曲比爾古惹が17歳の時、母方の甥である吉吉阿子が阿只伍几（「諾合」）に殺された。吉吉家は「諾合」の阿卓家に属していたために、阿卓と阿只の戦いになった。曲比家からは約400人が戦いに参加した。戦闘は歩兵銃を用いて、合溝で行われた。阿卓覚使と阿只張加の調停には、「徳古」の曲比伍轟（爾古惹の父）、曲比吉爾、吉吉比惹、吉吉格初が参加し、2日かけて合意に達した。最後に、阿只家は賠償金として吉吉家に銀22錠と舅側の曲比家に銀21錠を支払い、さらに数頭の牛を殺し、大量の酒を用意してもてなした。「徳古」には銀1錠が贈られた。
- 「家支」内の寄付は固定あるいは臨時に割り当てられる。3年前に曲比家の一人が死んだ時には、各家は5元を供出した。結婚の場合も家ごとの割り当ては5元である。1995年9月、美姑県巴普郷で曲比阿合の妻が姑と争ったことが原因で自殺した時には、曲比家は実家の吉俄家に約600元を支払い、さらに牛1頭を殺し、たくさんの酒を買っておくった。当時、曲比家側では230戸がそれぞれ3.5元を出し合った。この事件を処理したのは、現在の曲比家の「頭人」の一人である曲比偉几である。
- 爾古惹の父は、解放前は「奴隷主」で、曲比「家支」の「頭人」でもあった。爾古惹はいつも父について調停の場に出かけていたが、特に「徳古」になろうとは思っていなかった。解放後、父は美姑県の政協委員をつとめた。父の死後、曲比「家支」は爾古惹、偉几、曲義、爾根、補火、穴合の6人が「頭人」になった。このうち爾古惹と補火の2人は、1958～66年および1983年から現在に至るまで「村民調解委員」をつとめている。これは郷政府が任命するもので、無償で何の

特権もない名誉職であるが、村内で民事のもめごとが起きた時には、依頼されて調停を行う。なお爾古惹の一人息子の曲比請補（35歳）も、県の裁判所で調停の仕事にあっている。

★事例 8 と 9 によれば、人民中国になって約半世紀を経た現在においても、民事事件においてはかつての習慣法が適用されていることがわかる。またそれは、彼らの社会では、「小支」「大支」「家」という親族集団の観念がなお根強く維持されており、人々はその社会秩序に基づく習慣法に従うことを望んでいることを表わしている。そのために人民政府は、習慣法を熟知し、執行に不可欠な威望をもつ「徳古」を政府の体制内に政協委員や郷村単位の「調解委員」としてとりこみ、またその育成にも協力している。

#### 4. 小結

以上の事例を検討した結果、「徳古」の定義や形成などについてはつぎのようにまとめられる。「徳古」とは、「家支」内の法律である習慣法を熟知し、それによってさまざまなもめごとや事件を公正に調停し、社会の秩序を維持させることができる、と他の成員が認めた者をいう。また調停者としては「蘇易」と呼ばれる者もいる。「蘇易」は、元来は高齢の男性に対する尊称であるが、その中で物事に通じて人々に信頼され、調停を頼まれるようになった者もそうよばれるようになった。

「徳古」は、年齢や性別、貧富、階級などに制限されない存在であり、本人の能力と調停者としての実績および品格によってのみ、その社会の中で最も優れた者の一人であると認められる。「徳古」あるいは「蘇易」の社会的地位は高く、下位階級のそれも上位階級の調停に関わることができる。また「徳古」が殺傷された場合には、一般の成員のその場合よりも高い賠償を支払わなければならない。ただし「徳古」もその実力によって区別されている。最もすぐれた「徳古」の場合は、1,000戸以上の成員家庭、すなわち区や県の境界を越えた範囲で尊敬されている。なお「徳古」と他の一般の成員との関係はあくまでも平等である。「頭人」という言葉から連想されがちな領主と被支配民という上下関係はなく、「徳古」には何らの特権も認められてはいない。

「徳古」の形成については、事例 7, 8, 9 によればつぎのように理解される。一人前の調停者になるには、本人の能力に加えて、習慣法に対する理解や応用という点において現場でのかなりの修行期間が必要である。また実際に調停を行うようになっても、常に周囲からの厳しい評価を受ける。故に、「徳古」になることは容易ではなく、一定の評価が得られるようになった段階においてはその実力はだれの目から見ても明らかである。よって特別な認定試験や選挙、あるいは他者からの権威などは必要ではない。すなわちこれが「自然発生的」という意味なのであろうと思われる。

また「徳古」は職業ではなく、組織化されてもいない。その労苦に対して酒や一定の謝礼がおくられるだけである。それは宗教職能者である「ピモ」の存在に似ている。しかし「ピモ」に比較して儀式や経文という形で形式化されていないぶん、その能力の伝承において個人の能力にお

うところが大きい。この点が、世襲ではないとされる所以であろう。ただし親が「徳古」であることは、生まれながらにして修行の条件が整っていることでもある。また「徳古」の息子でありながら「徳古」になれなかった者は社会的に低い評価を受ける。故に、「徳古」の息子で比較的優秀な者はおのずとそうなる努力をせざるをえず、結果的に世襲という状況が生まれやすい。

しかし事例8や9にも示されているように、政府による政協委員や「調解委員」への任命、および政府主催の「徳古」の養成は、「徳古」の職業化、組織化を意味しており、その傾向は今後とも強まっていくものと思われる。それは、今後、経済上の急激な変化が彝族社会にも大きく及んでトラブルがより一層複雑化していくと予想されるためであり、それにとまって「律師」(弁護士)としての「徳古」の重要性がますます増大すると考えられるからである。また「徳古」は、彝族社会における「自治」や「家支」制度の変化の問題に関しても一つの重要な側面であるといえる。

注1)「徳古」を中心に言及した論稿は、管見の限りでは、凉山自治州民族研究所の馬爾子氏の「浅談凉山彝族徳古」(1992『凉山民族研究』創刊号)くらいである。なお1995年の美姑県での「徳古」の調査も馬氏との共同による。

注2)「家支」については、姐妹彝学研究小組編 1992『彝族風俗志』66～67頁によればつぎのようである。「家支」とは父系血縁集団で、外婚制をとる。「家支」は「家」と「支」の総称である。「家」は彝語で「楚加」あるいは「楚西」という。年月とともに人口が増加していくにつれて、「家」は幾つかの「大支」(彝語では「楚涅」)に分かれ、さらにその下位集団として幾つかの「小支」(彝語では「布勞」)に分かれる。「小支」を構成するのは一夫一婦制にもとづく個別の家庭(彝語では「楚布」)である。例えば涼山の越西県普雄地区の黒彝である阿候家支は、まず7つの「大支」に分かれ、さらに各「大支」が2つから4つの「小支」に分かれる。なおかつての彝族社会はつぎの5つの階級によって構成されている。「茲莫」(漢語では「土司、土目、土舍」、中国王朝から官位を授けられた統治者階級)、「諾合」(黒彝、統治者)、「曲諾」(白彝、「百姓」)、「阿加」(漢語では「分居奴」)、「呷西」(漢語では「家奴」)。

注3)馬爾子「浅談凉山彝族徳古」105頁によれば、かつて(民改以前)雷波県馬産瓦托地区の「曲諾」階級の「徳古」であった吉合嘎助は、「諾合」階級の馬大格長莫と争って鼻を傷つけられた。賠償にあたっては、一般人ならば多くても10数錠の白銀で済むはずであったが、嘎助が「徳古」であったために100銀錠に値する土地と馬一匹、数頭の牛と羊、たくさんの酒が贖いのために必要であった。